

千葉市公告第483号

千葉市コミュニティセンター及び千葉市土気あすみが丘プラザの指定管理者の募集

千葉市コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉市条例第5号）第15条第1項及び千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例（平成5年千葉市条例第6号）第17条第1項の規定により、コミュニティセンター及び千葉市土気あすみが丘プラザの指定管理者を次のとおり公募しますので、千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則（昭和54年千葉市規則第9号）第13条及び千葉市土気あすみが丘プラザ管理規則（平成17年千葉市規則第52号）第11条の規定により公告します。

令和2年 7月27日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	千葉市中央区今井1丁目14番43号
千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館	千葉市中央区千葉寺町1208番地2
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	千葉市花見川区畑町1336番地2
千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	千葉市花見川区幕張町3丁目7730番地4
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	千葉市若葉区都賀4丁目20番1号
千葉市土気あすみが丘プラザ	千葉市緑区あすみが丘7丁目2番地4
千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地2
千葉市美浜区高洲コミュニティセンター	千葉市美浜区高洲3丁目12番1号
千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	千葉市美浜区真砂2丁目3番1号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

千葉市コミュニティセンター設置管理条例及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則並びに千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例及び千葉市土気あすみが丘プラザ管理規則に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。

3 指定管理者に施設の管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定申請に必要な書類の内容

- 千葉市コミュニティセンター指定管理者指定申請書（千葉市土気あすみが丘プラザにおいては、千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者指定申請書）
- 指定期間に属する各年度におけるコミュニティセンター又は土気あすみが丘プラザの管理に関する事業計画書及び収支予算書
- 指定申請の日属する事業年度の前3事業年度における計算書類等。ただし、成立の日から3事業年度を経過していない場合は、成立後全ての計算書類等及びその成立の日における貸借対照表又は財産目録
- 定款、規約その他これらに類する書類及び設立に登記を要する法人等にあつては、登記事項証明書

(5) 役員(代表者又は管理者の定めがある場合の代表者又は管理人を含む。)の名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 指定申請を受け付ける期間並びに指定申請関係書類の提出方法及び提出先

(1) 指定申請を受け付ける期間

令和2年8月31日から令和2年9月4日まで

(2) 指定申請関係書類の提出方法及び提出先

ア 提出方法 持参による。

イ 提出先

施設名	提出先
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハ ーモニープラザ分館	千葉市中央区中央4丁目5番1号 きぼーる11階 千葉市中央区役所地域振興課
千葉市花見川区畑コミュニティセンター 千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地 千葉市花見川区役所地域振興課
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号 千葉市若葉区役所地域振興課
千葉市土気あすみが丘プラザ 千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地3 千葉市緑区役所地域振興課
千葉市美浜区高洲コミュニティセンター 千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	千葉市美浜区真砂5丁目15番1号 千葉市美浜区役所地域振興課

6 前各項に規定するもののほか、詳細は、募集要項等による。

7 募集要項等の配布方法

千葉市ホームページアドレス上で配布する。

アドレスは、<https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/jokyo.html>

8 問合せ先

千葉市中央区役所地域振興課 電話 043-221-2105

千葉市花見川区役所地域振興課 電話 043-275-6203

千葉市若葉区役所地域振興課 電話 043-233-8122

千葉市緑区役所地域振興課 電話 043-292-8105

千葉市美浜区役所地域振興課 電話 043-270-3122